

第 1 5 8 回再就職等監視委員会 議事要旨

1. 開催日時等

日 時：令和 3 年 8 月 2 3 日（月） 1 6 : 0 0 ~

場 所：大手町合同庁舎 3 号館 9 階 再就職等監視委員会 委員会室

出席者：井上委員長、尾花委員、西村委員、橋爪委員、原田委員

中川監察官、篠原監察官

奥村事務局長、秋庭参事官

2. 議事等

- (1) 研修用資料の作成についての議論が行われた。
- (2) 公表情報の確認作業についての議論が行われた。
- (3) 国家公務員法第 1 0 6 条の 4 第 9 項についての議論が行われた。
- (4) 第 1 5 7 回委員会の議事録が確認された。

3. 委員指摘事項等

- ・ 再就職者が元職場に対して働きかけをした結果、何らかの形で自らの所属する再就職先が利益を得るような場合は、現行の規定には違反していないときであっても、国民に公務の公正性に対する疑念を抱かせるもので、適切ではないのではないかと。
- ・ 働きかけを受けた場合の届出については、規制の対象となる働きかけに当たるのかどうかの判断が難しい場合もあるが、職員が自ら判断した結果、本当は規制に違反する働きかけであったにもかかわらず届出がなされなかったという事態は避けるべきであり、広く職員から申告・届出をしてもらえるようにすることが望ましいと考える。その申告・届出についての確認結果が、何らかの形で開示され過去事例として積み重ねることが違反防止にも効果があるのではないかと。
- ・ 届け出なかった場合に制裁を受けるような届出が義務付けられている職員にとっては、どのようなものが問題なく、どのようなものが問題となるのかということが分かっていた方が良いと思われるが、自己判断は非常に難しい。他の制度でも、そのような判断を行うためには過去の事例が非常に参考となるので、過去の事例の概要を開示することは大切と考える。

4. 次回予定

次回会議は、令和 3 年 9 月 1 3 日（月） 1 6 : 0 0 に開催することとなった。

(注) 本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。また、個別事案に係る議論については、記載いたしません。